## 国立大学法人東京外国語大学クロスアポイントメント制度に関する規程

( 平成28年 2月 1日 \ 規 則 第 3 号 )

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学職員就業規則(平成16年規則第52号。 以下「就業規則」という。)第4条第6項及び国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則(平成20年規則第26号。以下「特定有期雇用職員就業規則」という。)第3条の2第3項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)における教育、研究及び産学連携活動を推進するため実施するクロスアポイントメント制度に関し、必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において「クロスアポイントメント制度」とは、次の各号のいずれかに 該当するものをいう。
  - (1) 就業規則の適用を受ける教授、准教授、講師又は助教(以下「教員」という。)が、本学の身分を保有したまま本学以外の機関(以下「相手方機関」という。)の職員として雇用され、本学及び当該相手方機関の業務を行うこと(ただし、兼業によるものを除く。)。
  - (2) 特定有期雇用職員就業規則の適用を受ける特定研究員が、本学の身分を保有したまま相手方機関の職員として雇用され、本学及び当該相手方機関の業務を行うこと(ただし、兼業によるものを除く。)。
  - (3) 相手方機関の職員の身分を保有する者が、当該相手方機関の身分を保有したまま本 学の教員又は特定研究員として雇用され、当該相手方機関及び本学の業務を行うこと。 (条件)
- 第3条 クロスアポイントメント制度は、次に掲げる条件の全てを満たすものについて適 用する。
  - (1) 本学の教育研究等の更なる向上に寄与すること。
  - (2) 本学の利益に相反しないこと。
  - (3) 本学の教員又は特定研究員としての倫理が保持されること。
  - (4) 本学の教員又は特定研究員としての職務遂行に著しい支障がないこと。
  - (5) その他職務の公正性、透明性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。 (適用の申出及び可否の決定)
- 第4条 部局等の長は、本学の教員、特定研究員又は相手方機関の職員(以下「教員等」という。)にクロスアポイントメント制度を適用しようとする場合は、学長に申し出るものとする。
- 2 学長は、前項の申出を受けたときは、役員会の議を経て、クロスアポイントメント制

度の適用の可否を決定する。

(労働時間、給与等の取扱い)

- 第5条 クロスアポイントメント制度を適用する教員等の勤務時間、休日及び休暇等の取扱いについては、本学と相手方機関との協議により決定する。
- 2 クロスアポイントメント制度を適用する教員等の給与の取扱いについては、本学と相手方機関との協議により決定する。
- 3 前2項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度を適用する教員等の労働条件に関し必要な事項は、本学と相手方機関との協議により決定する。 (協定書の締結等)
- 第6条 学長は、教員等にクロスアポイントメント制度を適用しようとする場合は、相手 方機関の長と協定書を締結しなければならない。
- 2 学長は、前項の協定書の内容について、クロスアポイントメント制度を適用しようとする教員等の同意を文書で得なければならない。
- 第7条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度に関し必要な事項は、 別に定める。

附 則

(雑則)

この規程は、平成28年2月1日から施行する。